

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

【改正趣旨】 常任委員会の所管事務量に多寡が生じている。これを是正するため、三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号。以下「条例」という。）第2条に規定する常任委員会の所管を見直そうとするもの。

【改正背景】 平成21年10月から、現在の3常任委員会体制により議案等の審査にあたってきた。しかし、生活文教常任委員会の所管事務が他の2委員会に比べ突出して多いため、生活文教常任委員会の所管のうち、まちづくり部を都市環境常任委員会に移すなど条例の改正を行い、委員会間の所管事務量の均衡をはかろうとする。

【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び第4項

【改正内容】 条例第2条

委員会の名称	改正前	改正後
企画総務常任委員会	企画財政部、総務部、会計課、債権管理課、 <u>市民病院</u> 、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会	企画財政部、総務部、会計課、債権管理課、 <u>消防本部</u> 、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
改正前 <u>生活文教</u> 常任委員会 改正後 <u>福祉文教</u> 常任委員会	<u>まちづくり部</u> 、健康福祉部、教育委員会	健康福祉部、教育委員会、 <u>市民病院</u>
改正前 <u>都市環境</u> 常任委員会 改正後 <u>まちづくり</u> 常任委員会	経済環境部、都市整備部、 <u>消防本部</u> 、上下水道部	<u>まちづくり部</u> 、経済環境部、都市整備部、上下水道部

10月18日に開かれた議会運営委員会において、上表のと通りの所管に改正することに決定した。なお、閉会中の継続審査事件については、現在の各常任委員会所管を改正後の条例により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす経過措置を付則に設けることで対応する。

【施行期日】 公布の日

【提案日】 10月臨時会（10月24日）予定

地方自治法

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。
- 3 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。
- 4 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。
- 5 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- 6 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- 8 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- 9 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。